

脱毛エステの解約に関するトラブルに注意！



脱毛エステの中途解約・精算時にトラブルが生じたという相談が多くみられます。

相談事例

- インターネットで評判の良かった脱毛エステに出向いた。エステ側から「40万円支払えば脱毛の施術を制限なく受けられる。それ以上お金はかからない」と説明を受けたので、分割払いで契約した。ところが、施術予約がなかなか取れず、実際は3か月に1度しか施術を受けられない状況だったので解約を申し出たところ、解約料として10万円請求された。解約料が高額で納得できない。
- 未成年の娘のために脱毛エステを契約しようと店舗に2人で出向いた。エステ側から「今だと5年間全身通い放題」、「自宅で使える脱毛機器もついてくる」と勧められ、通い放題コース（脱毛機器付き）の分割払いで契約した。その後、娘から「複数回施術を受けたが効果がない」と相談を受けたため、解約を申し出たところ、「施術が8回以内であれば返金するが、8回以上施術しているので契約残額は全て支払ってもらう」と言われた。

注意

- 一般的に脱毛エステは長期間にわたってサービス提供を受ける契約になります。脱毛機器が自分の肌に合っていなかった、事情が変わって通えなくなったなど途中で解約せざるを得ない状況になるかも知れません。長期間にわたる契約は、「解約しなければならないとき」も想定して、解約条件をよく確認しておくなど慎重に検討しましょう。
- 脱毛にかかる標準的な期間・回数と実際の契約内容にギャップがあるなど、実際の契約内容を十分に認識しないまま不適切なコースをすすめられ、中途解約時に初めて気づきトラブルになっています。



ポイント

- 中途解約でトラブルにならないために、必ず有償の期間・回数を契約書面で確認し、いつまで、何回まで通ったら中途解約ができなくなるのか確認しましょう。また、施術内容や契約条件について契約書面を理解できるまで説明を受け、分割払いの場合は支払期間・回数等についても把握しておきましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費生活ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)